

## ～トライアルとは～

ご希望になった猫を家族として迎えることを前提に、本当に生涯を共にできるかどうかを、実際に生活をしていく中で、同居されている方とも、今一度、命に向き合い考えていただく期間です。下記のような目的の場合は別途「預かりボランティア」をご検討ください。

- ・短期間だけ、動物との暮らしを体験したい。
- ・飼えるかどうか不安だが、とりあえずトライアルしてみたい。

※賃貸住宅へお住まいの方は、別紙「ペット飼養可能物件証明書」を、大家さんまたは管理会社に記入してもらい、トライアル開始までにご準備ください。また、分譲マンションにお住まいの方も、今一度、契約書をご確認いただき、「ペット飼育可能」であることが明記された契約書コピーをご用意ください。

## トライアル誓約書

私は、このたび、猫（ ）をトライアルすることになりましたが、下記事項を遵守し、模範的な飼い主として、責任をもって、適切に飼養することを誓約します。

- 1 トライアル期間中の猫の所有権は保護主にあります。予期せぬの事態が起き、保護主または団体がトライアル中止と判断した場合は速やかに、猫を返還します。
- 2 トライアル期間について、里親希望側が「飼い主になる決心」がつくまでの期間とし、原則「2週間以上」とします。ただし、成長が著しい生後6ヶ月未満の猫につきましては「基本的に1週間」とします。また、トライアル期間中でも飼養がむずかしいと感じた場合は、期間を待たず、速やかに保護主または団体へ連絡します。
- 3 トライアルをする猫の本能、習性を正しく理解し、飼い主としての責任を十分に自覚し、愛情をもって飼育します。
- 4 トライアル期間中に起こりうる、家具、家電など私財含む、家の傷、損傷等について、保護主及び、団体へ損害賠償を請求しません。その場にいた人、先住動物、その他ペット等に対し、引っ掻きや噛みつきがあった場合も、里親希望側の自責とし、保護主及び団体へ責任を追求したり、医療費、損害賠償の請求はしません。
- 5 トライアル中に、猫が病気や怪我をした場合は、速やかに保護主または団体に報告し、適切な治療を受けさせます。治療内容については詳しく報告し、かかった医療費は、トライアル中の猫に対する支援とみなし、またトライアル中止となった場合も保護主または団体が負担しません。里親希望側の負担とします。（適齢期での不妊去勢手術、投薬等の初期医療も含みます）
- 6 完全室内飼育を行い、脱走防止対策を十分に講じます。  
「うちの子は今まで大丈夫だった」は、通用しません。猫と共に過ごす生活圏と玄関との導線、窓の開け閉めなど今一度確認し、物理的に対策します。万が一、脱走させてしまった時は、すぐに保護主または団体へ連絡し、各関係機関（市役所・警察・愛護センター）へ速やかに連絡したうえで、見つかるまで、決して諦めず、捜索を続けることを約束します。
- 7 トライアル中の動物を使用して、営利を目的とした行為は行いません。

8 人への危害防止に努め、近隣の生活環境へ配慮し害することのないようにします。

9 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例」など関係法令を遵守します。

10 トライヤル中は可能な限り、状況を報告し、気になることは相談します。（報告頻度は3日～7日に1度、写真または動画によるものが望ましい）

11 目的に必要な、関係市町村や動物病院に、誓約書に記載された個人情報等の情報を提供することに同意します。また、法令の遵守や飼養状況に関する情報提供を求められた際も、これに同意します。

12 トライヤル中の猫との生活を通して、猫の天寿を全うするまで適切に飼養し、その命を尊重して終生飼養できると覚悟が決まりましたら、保護主または団体へご連絡ください。正式譲渡の手続きを経て、猫の所有権が里親に移ります。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（トライヤル開始日）

（里親希望者）

住所

連絡先（LINE／Instagram）

緊急連絡先（電話番号）

氏名

NPO動物愛護団体daisy\_saijo

（市民活動支援センター登録ボランティア団体）

（保護主／団体担当者）

連絡先

（LINE／Instagram／他）

緊急連絡先

西条市市民活動支援センター

〒793-0023 愛媛県西条市明屋敷131番地2 SAIJO BASE 1階

0897-53-2603